

議案第 30 号

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例の一部改正について

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例（平成 23 年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例（平成 23 年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号ア中「引き続き市民病院」の次に「又は松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）第 6 条に規定する指定管理者となる法人その他の団体が運営する病院（以下「指定管理者の病院」という。）」を加え、同号イ中「受け、その後直ちに市民病院」の次に「又は指定管理者の病院」を加え、同条第 4 号中「市民病院」の次に「又は指定管理者の病院」を加える。

第 10 条第 1 項第 1 号及び同号ア（イ）中「市民病院」の次に「又は指定管理者の病院」を加え、同条第 2 項第 1 号ア中「引き続き市民病院」の次に「又は指定管理者の病院」を加え、同号イ中「受け、その後直ちに市民病院」の次に「又は指定管理者の病院」を加え、同号ウ及びエ中「市民病院」の次に「又は指定管理者の病院」を加え、同項第 2 号中「市民病院」の次に「又は指定管理者の病院」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例に基づいて貸与を決定したものについては、この条例による改正後の松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例に基づいて貸与を決定したものとみなす。